

公益社団法人 日本歯科衛生士会
令和 7 年度 代議員会議事録

- 1 開催日時 令和 7 年 6 月 15 日（日）13:30～16:12
- 2 開催場所 ステーションコンファレンス東京 501
東京都千代田区丸の内 1-7-12
- 3 出席者 代議員総数 80 名
出席代議員数 79 名（うち、委任状 2 名）
定時代議員会出席者名簿（別紙 1 のとおり）
欠席代議員数 1 名
理事総数 20 名
出席理事数 20 名 定時代議員会役員等出席者名簿（別紙 2 のとおり）
監事総数 2 名
出席監事数 2 名 定時代議員会役員等出席者名簿（別紙 2 のとおり）
- 4 議長・副議長 議長 金 森 いづみ（愛知県） 副議長 川 上 三 紀（愛媛県）
- 5 議事録署名人 川 端 登代美（福井県） 土 屋 奈 美（滋賀県）
- 6 配布資料 ・令和 7 年度定時代議員会議事次第
・令和 7 年度定時代議員会議案書（代議員・役員には事前配布）

7 議事の経過の要領及びその結果

定刻となり岡田専務理事より開会を宣し、本定時代議員会は、定款第 18 条の規定に定める定足数を満たしており、適法に成立した旨を告げ、議案の審議に入った。

（岡田専務理事）定時代議員会の出席者数につきましては、定款第 21 条の規定により、あらかじめ「書面による議決権行使」及び「委任状の提出」をもって出席したものとみなすと規定されています。この数を含めて出席者となります。

【代議員総数 80 名のうち会場出席数 77 名、議決権行使数 0 名、委任状 2 名、欠席 1 名で合計 80 名になり、定足数（総代議員の過半数 41 名）を満たす。】

(1) 歯科衛生士の倫理綱領の朗読 【岡田専務理事が担当】

(2) 物故会員に対する黙とう 【岡田専務理事が担当】

・令和 6 年度物故会員 9 名

(3) 議長及び副議長の選出

岡田専務理事より定款第 17 条の規定に定める議長及び副議長の選出について諮り、会場の代議員から推薦がなかったことから、岡田専務理事から推薦することについて、了承を得たうえで議長及び副議長を推薦した。

推薦のとおり、議長に金森 いづみ（愛知県）、副議長に川上 三紀（愛媛県）が異議なく承

認され、選出された。

(4) 会長あいさつ

議長及び副議長が着席後、始めに議長の指名により吉田会長からあいさつを行った。

(吉田会長) 皆様、こんにちは。全国から代議員会にご出席いただき、ありがとうございます。

私はこの 4 年間 2 期にわたり、会長を務め、本代議員会をもって退任することになりました。会長と大学教員の 2 足のわらじを履いての活動で、迅速な対応できないことも多く、皆様にはご迷惑をおかけすることもあったと思いますが、代議員の皆様、執行部の皆様のご支援とご協力のお陰で何とか任期を全うすることが出来そうです。どうもありがとうございました。この場をお借りして心より感謝を申し上げます。

振り返りますと、私が会長に就任したのは、前会長 武井典子様のご急逝を受けてのことでした。突然の就任で、十分な準備が整わないまま、スケジュールに追われた 1 年目でしたが、元会長の金澤紀子様をはじめ多くのご助言、サポートをいただき、2 年目以降、やっと新たな課題に取り組めるようになってきたと思います。

大きな課題の一つは、専門歯科衛生士制度です。この制度は従来の、認定制度の発展形として、専門特定分野を、医療連携、地域連携、口腔健康教育の 3 つに絞り込み、さらに高度な専門性と、今後の歯科医療に求められる力を養成する制度として定義しました。これにより、歯科衛生士が多職種との連携力、研究への貢献力をさらに高めることを目指しています。この制度を確立するために各専門領域に焦点を当てた研究集会事業を 10 年計画で策定し、今年の学術集会から専門領域別研究集会をスタートさせました。今後、この取り組みがさらに発展し、歯科衛生士の専門性向上に寄与することを願っております。

厚生労働省への要望活動も重要な取り組みの一つでした。歯科衛生士の職域を守り、向上させるために、各委員会からの要望やデータを基に毎年、予算や制度に関する要望書を出してきました。その結果、いくつかの成果を得ることが出来ました。たとえば、2023 年から厚労省の医政局歯科保健課へ歯科衛生士職員が任期付きで配置されるようになりました。採用されたうちの一人は、博士号を持つ歯科衛生士でしたが、彼女が 2025 年の 4 月より国立保健医療科学院の主任研究員として着任し、歯科保健課と兼務しながら研究業務につくという嬉しい報告を受けています。このことは歯科衛生士の専門性が行政の場でも認められた大きな一歩かと思います。引き続き厚生労働省へは歯科衛生士の常勤職の配置を要望しています。

就労支援に関しては、都道府県歯科衛生士会にご協力いただき就労支援事業の調査結果に基づき、相談窓口の設置、相談担当者の配置を要望してきました。その結果、今年の 1 月には厚生労働省の補助事業として、「就業相談対応者講習会」が初めて開催され、多くの方にご参加いただきました。さらに、新人歯科衛生士の早期離職防止のための卒後研修制度についても要望し、検討されています。

昨年の診療・介護報酬の改定では、回復期リハビリテーション病棟等の入院患者への口腔衛生処置が評価されるようになり、在宅・介護施設においては、訪問歯科衛生指導料、居宅療養管理指導の算定回数が引き上げられました。このように医療連携、地域連携における歯科衛生士の役割りが少しずつ評価されるようになってきています。

待遇改善についても取り組みを進めてきました。まず、近年大卒者が増えていることをふま

え、上限が短大 3 年卒となっていた国家公務員医療職俸給表の歯科衛生士の初任給基準に大学卒を加えることを要望してきました。その結果、本年 4 月 1 日付けで大卒基準が追加されました。これは、国家公務員へ適用される基準ですが、他の職域にも影響すると考え、歯科衛生士全体の待遇改善につながることを期待しています。

この間、令和 6 年能登半島地震における災害支援活動も重要な取り組みでした。災援歯科保健歯科衛生士として登録された 141 名の会員が、厳しい状況の中で、被災地支援にご尽力くださいました。特に石川県歯科衛生士会の皆様には多大なご苦勞をお掛けしました。この場を借りて心より感謝申し上げます。

国際交流では、昨年、韓国において歯科衛生国際シンポジウムが開催され、多くの会員がご活躍されました。私もその前年大韓歯科衛生士協会学術大会で日本の歯科衛生士について講演する機会をいただきました。海外の方とも親しく交流するなど、会長としての多くの経験を積ませていただき、私自身成長することができたと思っております。

様々な組織・団体と連携しておりますが、本会、未会員の最大のタッチポイントとなる養成校との深い関連がある全国歯科衛生士教育協議会との連携を上げさせていただきたいと思えます。4 年間の間に全国歯科衛生士教育協議会から推薦頂き、本会の教育養成委員会の担当理事として活動して頂いております。そのおかげで全衛協の教員研修で講義をしたり、歯科衛生士教本の執筆したりする機会を頂き、職能団体の意義や重要性を広める活動も行っていました。様々な企業からもご協力ご支援を頂き、直近では日本デンタルショー2025 で歯科衛生士カフェを開かせていただけることとなっています。本会へ協力的なメディアの方も多く、新聞・雑誌・ラジオ等でも本会の活動や入会の重要性を伝える機会を頂きました。これらの取組は、まだ道半ばであり、成果が見えるのはこれからです。しかし、次の会長へ希望の光をつなぐバトンを渡せるのではないかと思います。

本代議員会終了後から新体制がスタートします。候補者は、現場で活躍する方々が多く、世代交代も進み、会員拡大や本会の改革を推進するのにふさわしい体制となっています。リーダーシップのある新会長の元、成長していくと期待しております。

最後になりますが、これまでの皆様のご協力とご援助に対し、心より感謝申し上げます。皆様の益々のご健康とご活躍をお祈りし、わたくしのあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

(5) 議事録署名人の選任

金森議長より定款第 22 条第 2 項の規定に定める議事録署名人の選任について諮り、議長から推薦することについて、了承を得たうえで 2 名を推薦した。

推薦のとおり、議事録署名人として 川端 登代美（福井県） 土屋 奈美（滋賀県）が異議なく承認され、選任された。

【審議事項】

(1) 第 1 号議案 理事及び監事の選任に関する件

始めに議長の指名により臨席した理事及び監事の立候補者は、自己紹介を行った。その後、議長から選任方法について、説明を行った。

- ・理事及び監事の選任は、定款第 14 条、第 20 条及び第 25 条の規定に基づき、代議員会の決議によって行う。
- ・決議は、総代議員の過半数が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって選任される。
- ・選任方法は、定款第 20 条第 3 項及び役員選任規程第 6 条の規定に基づき、候補者ごとに決議を行い、過半数の賛成を得た者が理事及び監事として選任される。
- ・採決は、役員採決票（書面）による無記名投票により行う。

（金森議長）投票にあたって、岡田専務理事より報告があります。

（岡田専務理事）報告いたします。

今回の役員の選任にあたり、中国四国ブロック理事候補には、代議員である柴田久美さんが立候補されています。当会では過去において代議員の方が理事に立候補されたことはありませんでしたが、定款、役員選任規程等、当会の規則に抵触する記述は無く、顧問弁護士を始め関係の窓口にも確認いたしました。いずれも「公益法人として法律上の問題はない」旨の回答を頂きました。中国四国地区の各県会長全員からの推薦を受けての立候補届出であり手続き上の瑕疵も無いため他の立候補者と同様に採決いただけることを報告いたします。なお、柴田久美さんは、本務のため本日は欠席となっていることを申し添えます。

（金森議長）それでは事務局より代議員の皆さんに採決票を配ってください。配り終わりましたら、候補者ごとに賛否を記入してください。記入が済んだ方から、議長席の前の「投票箱」に入れてください。投票が終わりましたら、自分の席にお戻りください。

（投票が済んだ後に）これから、事務局で採決票の集計を行い、結果は第 5 号議案の前に報告します。

（2）第 2 号議案 令和 6 年度事業報告（案）に関する件

（3）第 3 号議案 令和 6 年度決算報告（案）に関する件

議長より第 2 号議案及び第 3 号議案は、内容が関連しているので、併せて説明し、その後で質問を受けることを提案し、議長の指名により久保山副会長から「第 2 号議案 令和 6 年度事業報告（案）に関する件」について、資料に基づき説明を行い、引き続き、財務担当の根岸常務理事から「第 3 号議案 令和 6 年度決算報告（案）に関する件」について、資料に基づき説明を行った。

続いて、議長より決算報告に関連して、監査報告を監事に求め、渡邊監事から資料「監査報告書」に基づき監査の結果を説明し、続いて今村監事より公益法人の制度が変更になったことを踏まえ、日衛の対応について 3 点報告された。

- ・新しい会計基準が導入されているが、3 年間の経過措置があり、予算と決算を一体で新しい基準に対応しなければならないこと。
- ・外部理事を導入する必要があるが、役割り・資質・選定プロセスについて、制度の背景を踏まえ適切な方を選定するため、現在理事会にて検討中であること。
- ・外部監事は既に対応済みであるが、外部監事がどのように監査しているのかについて説明できるようにしておく必要があること。

(金森議長) 第 2 号議案の令和 6 年度事業報告(案)については、定款第 50 条の規定により、理事会の承認を得て、定時代議員会に提出し、その内容を報告するとありますので、採決の必要はありません。

質問をお受けします。質問のある方は挙手し、質問の前に所属会と氏名を名乗ってから発言をお願いします。

(金森議長) 議案に対する質問は無いようですので第 2 号議案はただいまの報告をもって審議を終わります。次に、第 3 号議案 令和 6 年度決算報告(案)について、質問のある方は挙手をお願いします。質問の前に所属会と氏名を名乗ってから発言をお願いします。

質問は無く、議長より「第 3 号議案 令和 6 年度決算報告(案)」の貸借対照表、正味財産増減計算書及びこれらの附属明細書並びに財産目録について、賛否を諮ったところ、出席した代議員の過半数を超える賛成があり原案どおり、異議なくこれを承認した。

【採決結果：総代議員 80 名、承認 79 名(会場出席数 77 名、委任状 2 名) 反対 0 名、欠席 1 名】

(4) 日本歯科衛生士会代議員会運営規則、代議員選挙規則、会員規程の改正に関する件

議長の指名により岡田専務理事から「第 4 号議案 日本歯科衛生士会代議員会運営規則、代議員選挙規則、会員規程の改正に関する件」について、資料に基づき説明を行い、審議に入った。

(金森議長) 質問をお受けします。質問のある方は挙手し、質問の前に所属会と氏名を名乗ってから発言をお願いします。

高澤代議員(千葉県) ブロックの名称表記について、「関東信越」となっているが、なぜ山梨県が入っているのに「関東甲信越」としないのか、一般の方が見てわかる表記にすべきではないか、お伺いしたい。

(石川(博)理事) 厚生労働省の厚生局の区分の表現に準じていると聞いたことがある。

(吉田会長) 改めて、ご指摘を踏まえて根拠を確認し、現在の状況を踏まえて次回ご回答いたしたい。

岩崎代議員(兵庫県) 賛助会員を承認される場合、団体だけでなく個人も該当するのか。また、理事会で判断される際の基準を教えてください。

(久保山副会長) 賛助会員については、もともと「学会」の賛助会員として始まったものであるが、賛助会員であっても会員であることに違いは無いので今回、理事会の決議を経て承認すること

として提案しています。賛助会員は、定款にて「企業・団体」とされていますので、個人が賛助会員になることは想定していません。

山口代議員（大阪府）日本歯科衛生士会として、賛助会員の基準は無いということなののでしょうか。無いのであればいつごろまでに基準をお示し頂けるのでしょうか。

（久保山副会長）現時点で、日本歯科衛生士会としての明確な基準は設けていません。今回、規程の一部改正についてご承認いただいたので、今後検討させていただきたいと思います。

大金代議員（東京都）物故会員について、東京都より 2 名となっているが、東京都からは 1 名しか出していない。日本歯科衛生士会において、物故会員の把握は、どのように行っておられるのでしょうか。

（岡田専務理事）基本的には各都道府県から日本歯科衛生士会に報告頂いた情報により対応しておりますので、おって、事務局において確認致します。

議長より「第 4 号議案 日本歯科衛生士会代議員会運営規則、代議員選挙規則、会員規程の改正に関する件」について、賛否を諮ったところ、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の 3 分の 2 以上にあたる賛成があり原案どおり、異議なくこれを承認した。

【採決結果：総代議員 80 名、承認 79 名（会場出席数 77 名、委任状 2 名）反対 0 名、欠席 1 名】

（5）第 5 号議案 会長候補者の選定に関する件

議長より第 5 号議案の審議に入る前に、第 1 号議案「理事及び監事の選任に関する件」の採決票の集計結果について、次のとおり個別に報告した。

【理事候補者】

石川奈保美	・賛成 77 票	・反対 0 票	・無効（白票） 0 票
大屋 朋子	・賛成 77 票	・反対 0 票	・無効（白票） 0 票
岡田 昌子	・賛成 77 票	・反対 0 票	・無効（白票） 0 票
久保山裕子	・賛成 77 票	・反対 0 票	・無効（白票） 0 票
河野 章江	・賛成 76 票	・反対 1 票	・無効（白票） 0 票
小森 朋栄	・賛成 77 票	・反対 0 票	・無効（白票） 0 票
下池 光	・賛成 75 票	・反対 2 票	・無効（白票） 0 票
鈴木 瞳	・賛成 77 票	・反対 0 票	・無効（白票） 0 票
須山 弘子	・賛成 77 票	・反対 0 票	・無効（白票） 0 票
長 優子	・賛成 77 票	・反対 0 票	・無効（白票） 0 票
根岸 麻理	・賛成 77 票	・反対 0 票	・無効（白票） 0 票
藤原奈津美	・賛成 77 票	・反対 0 票	・無効（白票） 0 票

武藤 智美	・賛成 72 票	・反対 5 票	・無効（白票） 0 票
村西加寿美	・賛成 77 票	・反対 0 票	・無効（白票） 0 票
山田小枝子	・賛成 77 票	・反対 0 票	・無効（白票） 0 票
鍵水 麻里	・賛成 77 票	・反対 0 票	・無効（白票） 0 票
川島 貴重	・賛成 76 票	・反対 1 票	・無効（白票） 0 票
渡邊 理沙	・賛成 77 票	・反対 0 票	・無効（白票） 0 票
小前みどり	・賛成 77 票	・反対 0 票	・無効（白票） 0 票
柴田 久美	・賛成 75 票	・反対 2 票	・無効（白票） 0 票
八木 浩子	・賛成 77 票	・反対 0 票	・無効（白票） 0 票

【監事候補者】

高橋 千鶴	・賛成 72 票	・反対 1 票	・無効（白票） 4 票
渡邊 洋子	・賛成 76 票	・反対 0 票	・無効（白票） 1 票
今村 敬	・賛成 76 票	・反対 0 票	・無効（白票） 1 票

第 1 号議案 理事及び監事の選任に関する件については、議長より会場出席の代議員（委任状出席を除く。）の投票数 77 票の結果について、上記のとおり報告があり候補者全員が賛成多数により理事及び監事に選任された。

（金森議長「会長候補者の選定に関する件」については、定款第 25 条第 3 項の規定で、「理事会は、代議員会の決議により選出された会長候補者を会長に選定することができる。」となっています。武藤智美さんを会長候補者に選定することについて、諮ります。

議長より「第 5 号議案 会長候補者の選定に関する件」について、この賛否を諮ったところ、提案どおり、賛成多数でこれを承認した。

【採決結果：承認 79 名（会場出席数 77 名、委任状 2 名）反対 0 名、欠席 1 名】

【報告事項】

(1) 令和 7 年度事業計画について

議長の指名により河野副会長から資料「令和 7 年度事業計画」に基づき、報告した。

(2) 令和 7 年度収支予算について

議長の指名により根岸常務理事から資料「令和 7 年度収支予算」に基づき、報告した。

（金森議長）ただ今の「令和 7 年度事業計画」及び「令和 7 年度収支予算」の報告について、質問のある方は挙手をお願いします。質問の前に所属会と氏名を名乗ってから発言してください。

陣内代議員（佐賀県）履修単位登録の際に県の委託で特定健診の場で住民に特定保健指導を行って

いる。2 年前から実施しており、2 年前と同じ内容で申請したのに差し戻された。何故なのか確認致したい。また、同じ単位で同じ時間帯に複数の研修をする際に毎回出さなくてはならない。複数の申請が出来るようにシステムを変えていただきたい。

(河野副会長) 今手元に個別の事業に関する資料が無いので、確認して回答させていただきます。

大金代議員(東京都) 東京都では新卒の歯科衛生士の学生が 1300 人卒業したが、入会が少ない状況です。学校に勤務されている歯科衛生士には会員でない方もたくさんおられるので、全国歯科衛生士教育協議会を通じた働きかけも必要ではないでしょうか。

(吉田会長) 日本歯科衛生士会からももちろん全衛協との連携のもと、「教本に執筆する」、「教員研修で説明する」といった働きかけをさせていただいていますが、個別の学校に日本歯科衛生士会から働きかけをするのは非常に難しいことだと思います。個々の学校側からは、都道府県歯科衛生士会からお話をして欲しいという要望も伺っていますので、是非、都道府県会から個別の働きかけをしていく必要があると考えています。なお、「教本」については、原稿を出したところであり、学生時代にそれを学び、新入会員への効果がでてくるのは少し先になるかと思います。

(山田理事) 私も教育の現場におります。新卒が新入会員に結びつかないのは、自覚しております。主な原因は、「会費が高い」ということですが、それはさておき、卒業生に対しては都道府県会より案内をしていただいております。また、専任教員の入会率は、調査によりますと 80%以上が日本歯科衛生士会に入会しております。よく新入会員が入らないのは教育の現場の問題であるとされるところですが、会員は診療の現場の方にもたくさんおられるところですので、お互いに協力していかなければならないと思っています。いいアイデアがあれば是非お知らせ頂きたいと思います。

大金代議員(東京都) もう一点、会員数のことですが、お亡くなりになられた方については日本歯科衛生士会として把握できているのでしょうか。会員数の把握は大切なことなので是非よろしくお願いいたします。

(吉田会長) 歯科衛生士の免許登録を担っている歯科医療振興財団において、昨年、歯科衛生士の免許取り消し件数は 1 件でした。これは、日本歯科衛生士会の問題というよりも国の仕組みの問題であると思っています。それについて日本歯科衛生士会より要望を出して行くということは出来ると思いますし、マイナンバーとの紐付けも今後進んでいくと考えています。

養成校の教員のお話がありましたが、卒業直後の歯科衛生士にとって会費を高いと感じるかもしれませんが、安くすることは現状ではなかなか難しい状況です。一方で、入会せず、本会が作成している歯科衛生士の倫理綱領を遵守していない人は専門職としていかなるものかと思っています。少なくとも歯科衛生士として働いている人たちが職能団体に加入し、その活動を通じて専門職として認めてもらわないと、職場などでの役職も上がって行きません。近年、歯科衛生士の必要性が認められてきたことで、他の職種と同じ土俵にようやく上げていただき

始めています。国家公務員の俸給表にも大卒の歯科衛生士が入ったことや、厚生労働省に歯科衛生士が雇用されたことなどは、歯科衛生士が専門職として認められる可能性が高まっているということです。多くの歯科衛生士に、日衛の会費は自分たちの権利を守るための活動に必要な資金であることを伝えていく必要があると思います。都道府県歯科衛生士会と日本歯科衛生士会で協力して進めて行きましょう。

柴田（愛知県） ご退任にあたって歯科衛生士の権利を守っていくという一つの方向性を示す切り口をお示し頂きましたこと大変感銘いたしました。どうもありがとうございました。

（吉田会長） 会員のメリットは何かと、よく聞かれますが、医療職にとって何より大切なのは自分たちの職能を自分たちで守っていくことが必要であり、そのためには、生涯にわたる学びと成長が欠かせません。自らの手で築いた専門性でなければ、社会や制度は、私たちの職を正に評価してくれません。歯科衛生士の皆さんには、自分達の職能の価値を理解していただいて、力を合わせて高めていっていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

（金森議長） 予定の審議は、すべて終了いたしました、その他に質問等ございますか。なければ、これをもって議長、副議長の任務を終了いたします。

以上をもって議事の全部の審議及び報告を終了したので、岡田専務理事は 16 時 12 分閉会を宣し、解散した。

上記議事の経過の要領及びその結果を明確にするため、議長及び議事録署名人が記名押印する。

令和7年 7月16日

公益社団法人日本歯科衛生士会代議員会

議長 金森いづみ 

議事録署名人 川端登代美 

議事録署名人 土屋奈美  

別紙1

令和7年度 定時代議員会出席者名簿

会 名	代 議 員	出席	委任	会 名	代 議 員	出席	委任
北海道	昆 美 奈	○		三重県	笹 間 滋 代	○	
	田 中 麻 衣	○		滋賀県	土 屋 奈 美	○	
	末 永 智 美	○		京都府	吉 本 美 枝	○	
青森県	蛸 澤 美 由 樹	○		大阪府	品 田 和 子	○	
岩手県	大 友 さ つ き	○			清 水 未 衣	○	
宮城県	前 沢 葉 子	○			間 狩 み な 子	○	
秋田県	甫 仮 貴 子	○			山 口 千 里	○	
山形県	佐 藤 奈 美	○			米 田 裕 香	○	
福島県	山 守 理 真	○		兵庫県	石 井 美 和	○	
茨城県	岩 村 昌 子	○			岩 崎 小 百 合	○	
栃木県	中 村 美 智 子	○			栗 原 知 子	○	
群馬県	本 多 ゆ かり	○			清 水 豊 子	○	
埼玉県	荒 井 郷 子	○			野 末 優 子	○	
	富 永 悦 子	○			森 田 好 美	○	
千葉県	榎 本 亜 弥 子	○		奈良県	米 田 衣 代	○	
	高 澤 み どり	○		和歌山県	野 村 カ オ ル	○	
	那 須 啓 子	○		鳥取県	石 井 奈 美	○	
東京都	大 金 伸 子	○		島根県	吉 田 ち か み	○	
	佐 藤 静 香	○		岡山県	久 本 千 佳	○	
	佐 藤 祥 子	○		広島県	藤 原 千 尋	○	
	藤 山 美 里		○		三 好 早 苗	○	
	細 田 江 美 子	○		山口県	柴 田 久 美		○
	横 井 節 子	○		徳島県	高 石 和 子	○	
神奈川県	打 矢 純 子	○		香川県	松 尾 明 美	○	
	岡 本 香	○		愛媛県	川 上 三 紀	○	
	添 田 静 香	○		高知県	大 野 由 香	○	
山梨県	坂 野 さ お り	○		福岡県	岡 留 朝 子	○	
長野県	宮 嶋 典 子	○			古 賀 直 子	○	
	吉 川 由 紀 子	○			松 永 真 理 子	○	
新潟県	薄 波 清 美	○		佐賀県	陣 内 美 穂 子	○	
	迎 野 和 佳 子	○		長崎県	岩 本 和 美	○	
富山県	荒 木 千 加 子		欠席	熊本県	中 村 加 代 子	○	
石川県	赤 田 巧 子	○			中 村 昌 代	○	
福井県	川 端 登 代 美	○		大分県	渡 邊 弘 美	○	
岐阜県	奥 村 美 雪	○		宮崎県	小 川 沙 織	○	
	堀 佐 和 子	○		鹿児島県	下 川 真 弓	○	
静岡県	金 森 麻 依 子	○		沖縄県	野 田 直 美	○	
	新 井 恵 美	○					
愛知県	金 森 い づ み	○					
	柴 田 享 子	○					
	長 縄 弥 生	○					
	細 久 保 真 理 子	○					
	水 草 あ ゆ み	○					

(代議員総数 80名) 77 2

別紙 2

令和 7 年度 定時代議員会役員等出席者名簿

役職名	氏 名	出欠	備 考
会 長	吉 田 直 美	○	
副 会 長	久保山 裕 子	○	
副 会 長	河 野 章 江	○	
専務理事	岡 田 昌 子	○	
常務理事	根 岸 麻 理	○	
常務理事	武 藤 智 美	○	
常務理事	島 谷 和 恵	○	
常務理事	石 川 奈保美	○	
常務理事	村 西 加寿美	○	
理 事	須 山 弘 子	○	
理 事	秋 山 恭 子	○	
理 事	山 田 小枝子	○	
理 事	長 優 子	○	
理 事	松 本 厚 枝	○	
理 事	長 岐 祐 子	○	北海道・東北ブロック
理 事	石 川 博 美	○	関東信越ブロック
理 事	渡 邊 理 沙	○	東海北陸ブロック
理 事	吉 福 美 香	○	近畿ブロック
理 事	松 浦 あずさ	○	中国四国ブロック
理 事	下 池 光	○	九州ブロック
監 事	渡 邊 洋 子	○	
監 事	今 村 敬	○	

